

# 公務災害・通勤災害 認定・補償請求の手引

令和 6 年 3 月

地方公務員災害補償基金静岡県支部  
(静岡県経営管理部福利厚生課内)



# 目 次

I	地方公務員災害補償制度の概要	1
1	災害補償制度の意義	1
2	災害補償制度の特質	1
3	対象職員の範囲	1
4	基金の組織	4
5	補償の種類	5
6	福祉事業の種類	6
7	費用の負担	8
8	メリット制	9
9	不服審査制度	9
10	時 効	11
11	非課税措置	11
II	公務災害の認定基準	12
1	公務災害とは	12
2	公務上・外の判断基準	12
3	公務上の負傷の認定基準	13
	〔血液汚染事案〕	17
4	公務上の疾病の認定基準	19
5	障害又は死亡	20
	〔腰痛事案〕	21
	腰痛事案とは	21
	① 災害性の原因による腰痛	22
	② 災害性の原因によらない腰痛	23
	③ その他公務に起因することが明らかな腰痛（明らかな疾病）	24
	〔脳・心臓疾患事案〕	27
	① 脳・心臓疾患事案とは	27
	② 脳・心臓疾患事案（公務に起因することが明らかな疾病の場合）の判断基準	28
	〔精神疾患事案〕	30
	① 精神疾患事案とは	30
	② 精神疾患事案の判断基準	30
III	通勤災害の認定基準	33
1	通勤災害とは	33
2	通勤災害の概念図	34
3	通勤の範囲	35

4	通勤による災害の認定	40
IV	認定請求事務	41
1	認定請求書類の流れの概略	41
2	災害発生から認定までの事務の流れ	42
3	認定請求書に添付する書類一覧表	44
4	脳・心臓疾患事案、精神疾患事案の主な添付資料	46
5	認定請求書の記載要領	47
6	認定請求書の添付資料	49
7	認定請求時におけるチェックポイント（その1～その3）	52
8	認定請求書・添付書類の記載例	54
(1)	認定請求書	54
(2)	診断書	56
(3)	現認書	57
(4)	事実証明書	58
(5)	災害発生状況図	59
(6)	災害発生状況写真	60
(7)	現場見取図	61
(8)	負傷部位略図	62
(9)	経過報告書	63
	〔任命権者の意見欄に記入する16職種区分〕	64
9	災害の認定ポイントと記載例	66
(1)	事例別認定ポイント	66
(2)	事例	68
	（事例1）自己の職務遂行中（左足熱傷）	68
	（事例2）自己の職務遂行中（H B s 抗原陽性血液による刺傷）	69
	（事例3）時間外勤務時間中（左アキレス腱断裂）	70
	（事例4）訓練中（左膝捻挫）	71
	（事例5）出張・公務外出中（頭部挫傷、右膝挫創）	72
	（事例6）出勤又は退勤途上（左足関節捻挫、臀部打撲）	73
	（事例7）レクリエーション参加中（左足関節捻挫、左脛骨内踝骨折）	74
	（事例8）災害性の原因による腰痛症（腰椎捻挫）	75
	（事例9）第三者加害による通勤災害（頭部挫傷、頸部捻挫）〔出勤途上〕	77
	（事例10）自損による通勤災害（左肩甲骨々折、左肘打撲）〔退勤途上〕	79
V	補償請求事務及び福祉事業申請事務	81
	〔1〕補償・福祉事業事務の流れ	82
	〔2〕療養補償	85
1	内容	85

2	事務の流れ	88
3	請求手続	90
	(1) 指定医療機関を受診し、治療費等を支払っていない場合	90
	(2) 非指定医療機関を受診し、治療費等を支払っていない場合	90
	(3) 共済組合員証を使用して受診した場合	91
	(4) 被災職員が治療費等を支払った場合	92
	(5) その他(補装具・移送費等)を支払った場合	92
	(6) 公金受取口座を利用する場合	93
	(記載例1) 医療機関に受領委任した場合	94
	(記載例2) 療養費を自己負担した場合	98
	(記載例3) 共済組合員証を使用して受診した場合	100
	(記載例4) 薬局に受領委任した場合	102
	(記載例5) はり・きゅう・マッサージ同意書	104
	(記載例6) 通院日数証明書・移送費明細書	105
	(記載例7) 補装具証明書	107
	(記載例8) 上級室等使用証明書	108
	(記載例9) 看護証明書	109
	(記載例10) 療養の現状等に関する報告書	110
4	療養補償の請求内容別添付書類一覧表	112
	療養補償請求書(様式第6号)のチェックポイント	113
[3]	転医	115
	(記載例11) 転医届	116
[4]	治ゆ・再発・追加	117
1	治ゆ	117
	(記載例12) 治ゆ報告書	118
2	再発	119
3	追加	119
[5]	休業補償とその福祉事業	120
1	休業補償	120
2	休業援護金	121
	(記載例13) 休業補償請求書・休業援護金申請書	124
[6]	傷病補償年金とその福祉事業	126
1	傷病補償年金	126
2	介護補償	127
3	傷病特別支給金	127
4	傷病特別給付金	127
5	補装具	128

6	在宅介護を行う介護人の派遣（ホームヘルパー派遣）に関する事業	128
7	長期家族介護者援護金	129
8	奨学援護金	129
9	就労保育援護金	130
	（記載例14）傷病特別支給金・傷病特別給付金申請書	131
	（記載例15）奨学援護金申請書	132
	（記載例16）就労保育援護金申請書	133
	（記載例17）障害の現状報告書（傷病補償年金）	134
	（記載例18）奨学援護金の支給に係る現状報告書	136
	（記載例19）就労保育援護金の支給に係る現状報告書	137
〔7〕	障害補償とその福祉事業	138
1	障害補償年金及び障害補償一時金	138
2	障害補償年金差額一時金	141
3	障害補償年金前払一時金	142
4	介護補償	143
5	障害特別支給金	143
6	障害特別援護金	143
7	障害特別給付金	144
8	障害差額特別給付金	144
9	外科後処置	145
10	リハビリテーション	145
11	補装具	145
12	アフターケア	146
13	奨学援護金	147
14	就労保育援護金	147
	（記載例20）障害補償年金請求書、障害特別支給金申請書	
	・障害特別援護金申請書・障害特別給付金申請書	148
	（記載例21）障害補償一時金請求書、障害特別支給金申請書	
	・障害特別援護金申請書・障害特別給付金申請書	149
	（記載例22）障害の現状報告書（障害補償年金）	150
〔8〕	介護補償	151
1	介護補償	151
	（記載例23）介護補償請求書	154
〔9〕	遺族補償とその福祉事業	155
1	遺族補償年金	155
2	遺族補償一時金	158
3	遺族補償年金前払一時金	159

4	遺族特別支給金	160
5	遺族特別援護金	160
6	遺族特別給付金	160
7	奨学援護金	161
8	就労保育援護金	161
9	葬祭補償	161
	(記載例24) 遺族補償年金請求書、遺族特別支給金申請書	
	• 遺族特別援護金申請書 • 遺族特別給付金申請書	162
	(記載例25) 遺族補償一時金請求書、遺族特別支給金申請書	
	• 遺族特別援護金申請書 • 遺族特別給付金申請書	162
	(記載例26) 葬祭補償請求書	166
	(記載例27) 遺族の現状報告書 (遺族補償年金)	167
VI	補償等の特例その他	168
1	特殊公務に従事する職員の特例	168
2	船員である職員の特例	170
3	国際緊急援助活動に従事する職員に係る補償の特例	171
4	補償等の制限	172
5	他の法令による給付との調整	172
6	通勤災害に係る一部負担金	176
7	年金等の支給方法	176
8	未支給の補償等	176
VII	平均給与額の算定	177
1	平均給与額の算定基礎となる給与	177
2	平均給与額の算定方法	177
	(算定例) 給与が月額で定められている職員の場合	190
VIII	第三者加害行為事案	195
1	第三者加害行為事案とは	195
2	第三者とは	195
3	賠償先行と免責、補償先行と求償	196
4	示談	199
	(記載例28) 事故発生状況報告書	201
	(記載例29) 第三者加害報告書	202
	(記載例30) 第三者加害行為災害届	204
	(記載例31) 加害自動車の保険 (共済) 契約に関する申立書	205
	(記載例32) 念書	206
	(記載例33) 念書兼同意書	207
	(記載例34) 補償先行申出書	208

（記載例35）確約書	209
（記載例36）損害賠償の受領状況報告書	210
（記載例37）示談書	211
参 考	213
参考 1 補償と福祉事業の関係	214
参考 2 障害等級早見表	216
参考 3 標準処理期間一覧	220
参考 4 系図記載図	221
参考 5 人体図	222
様式等一覧	236

## 凡 例

法	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）
政 令	地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）
規 則	地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）
規 程	地方公務員災害補償基金業務規程（昭和42年地基規程第1号）
労 災 法	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
自 賠 法	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）
派 遣 法	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律 （昭和62年法律第78号）
基 金	地方公務員災害補償基金
基金支部	地方公務員災害補償基金静岡県支部
認定基準	「公務上の災害の認定基準について（平成15年9月24日地基補第153号理事長通知）」



# I 地方公務員災害補償制度の概要

## 1 災害補償制度の意義

地方公務員災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）は、地方公務員等が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことによって、地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

## 2 災害補償制度の特質

災害補償制度は、次のような特質を持っています。

- (1) 公務災害に該当すればよく、使用者に無過失責任を課していること。
- (2) 補償原因たる災害は、公務との間に相当因果関係があるものに限定されていること。
- (3) 補償の対象は身体上の損害に限られ、物的、精神的損害は含まれないこと。
- (4) 原則として実損害の補償ではなく、定型的・定率的補償であること。
- (5) 全ての常勤職員を対象とすること。
- (6) 補償の実施は、補償を受けようとする者からの請求に基づいて行うこと。（請求主義）
- (7) 補償を実施する費用は、地方公共団体からの負担金によって賄われるものであること。

したがって、現行災害補償制度は、民事上の損害賠償とは異なり、使用者の無過失責任を基礎とし、かつ、使用者と被使用者の関係を律する労働基準法上の特殊な損失補填の性格を有するものと考えられています。

（注）「公務」には、一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の業務を含む。

## 3 対象職員の範囲

地方公務員等の公務上の災害（以下「公務災害」という。）又は通勤による災害（以下「通勤災害」という。）に対する補償は、常勤職員（一般地方独立行政法人の役員及び職員を含む。）、非常勤職員のうちの常勤的非常勤職員等については、地方公務員災害補償法の規定により、地方公務員災害補償基金がその実施に当たり、その他の非常勤職員については、地方公務員災害補償法に基づく各団体の条例、労働者災害補償保険法、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律などの法令により、地方公共団体等が補償を実施する仕組みとなっています。

地方公務員等の災害補償制度の適用範囲

区分	身分		地方公務員				非公務員	
	所属		地方公共団体		特定地方独立行政法人		一般地方独立行政法人	
	職種		一般職	特別職	職員 (一般職)	役員 (特別職)	職員	役員
常勤職員	全職員		地方公務員災害補償法					
非	令第1条職員	再任用短時間職員等	地方公務員災害補償法		地方公務員災害補償法			
		常勤的非常勤職員	地方公務員災害補償法					
常勤	会計年度任用職員等	議会、行政委員会の委員、地方公共団体の附属機関の委員、統計調査員その他の法令の適用を受けない者 〔労働基準法別表第1に掲げる事業以外の事業に雇用される者〕	地方公務員災害補償法に基づく条例		労働者災害補償保険法			
		水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者 〔船員法第1条に規定する船員を除く〕	労働者災害補償保険法 〔労災法の対象とならない場合には条例〕		〔使用者たる役員については地方独立行政法人が定める。〕		〔使用者たる役員については地方独立行政法人が定める。〕	
員		船員 〔労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される船員法第1条に規定する船員〕	地方公務員災害補償法					
		消防団員・水防団員		消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律				
		学校医、学校歯科医及び学校薬剤師		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律		公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律又は労災法	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律又は労災法	

- (注) 実施機関は次のとおり  
 ○地方公務員災害補償法(条例を除く。)…地方公務員災害補償基金  
 ○労働者災害補償保険法…国(厚生労働省所管)  
 ○地方独立行政法人の使用者たる役員…当該地方独立行政法人  
 ○その他…地方公共団体

◎再任用職員及び任期付職員について

次に掲げる職員については、基金で補償を実施します。(短時間勤務職員は、「令第1条職員」として取り扱う。)

- (1) 再任用フルタイム勤務職員及び地方公務員法第22条の4に定める再任用短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第18条に定める短時間勤務職員を含む。）
  - (2) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用等に関する法律第3条・第4条に定める任期付職員及び同法第5条に定める任期付短時間勤務職員
  - (3) 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条に定める任期付研究員
- ※(1)における前者、(2)における前者及び(3)の者は常勤職員となります。

### ◎常勤的非常勤職員について

次に掲げる者を「常勤的非常勤職員」といい、基金が補償を実施します。（「令第1条職員」として取り扱う。）

- (1) 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、雇用関係が事実上継続していると認められる場合において、常時勤務に服することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日\*以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務を要することとされている者

例	採用 4 / 1	～	翌年 3 / 31	4 / 1	～
要件	①すべての月において常勤職員の勤務時間以上を勤務した日が18日*以上（法令の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）あること。 ②この間に雇用が事実上継続していること。			①常勤職員の勤務時間以上勤務することを要すること（実際に勤務した日数が18日未満となっても可）。 ②この間に雇用が事実上継続していること。	
災害補償	この間に災害があった場合は、各地方公共団体等で補償（条例又は労災法適用）			これ以後、「常勤的非常勤職員」といい、基金で補償	

- (2) 常時勤務することを要しない一般地方独立行政法人の役員及び使用される者のうち、常時勤務することを要する者について定められている勤務時間以上勤務した日が18日\*以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務を要することとされている者

※ 令和4年10月1日からは、一月間の日数（地方公共団体が定める休日（地方独立行政法人にあっては、地方独立行政法人が定める休日）を除く。）が20日未満の場合は、18日から20日と該当日数との差に該当する日数を減じた日数

例 令和5年1月は、一月間の日数が土日、祝日及び年末年始を除き、19日となり、20日未満となるため、18日から1日（20日－19日）を引いた17日以上勤務することが要件となる。

### ◎臨時的任用職員のうち教育職員について特例が認められているもの

次に掲げる職員であって、常勤である者（市町村立学校職員給与負担法の適用がある者等）は、同法との関係等から当初から「常勤の職員」として法の適用対象とされます。（施行令附則第4条参照）

- (1) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の規定に基づき臨時的に任用された教育職員
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき臨時的に任用された教育職員
- (3) 教育職員の長期休職等に伴う欠員補充として臨時的に任用された教育職員
- (4) 初任者研修の実施に伴い臨時的に任用された指導教員

※地方公務員法第22条の4に定める再任用短時間勤務職員である場合は前述のとおりです。

#### ◎外郭団体等に派遣されている職員について

いわゆる外郭団体（公社、公団、協会等）に派遣（出向）された職員が、派遣先（外郭団体等）の業務遂行中に被った災害の補償については、派遣の方法（服務上の取扱い等）を勘案して判断することになりますが、通常は当該業務は公務ではないことから、一般的には法の適用の対象にはなりません。（当該職員に係る災害については、一般的には労災法の対象となるものです。）

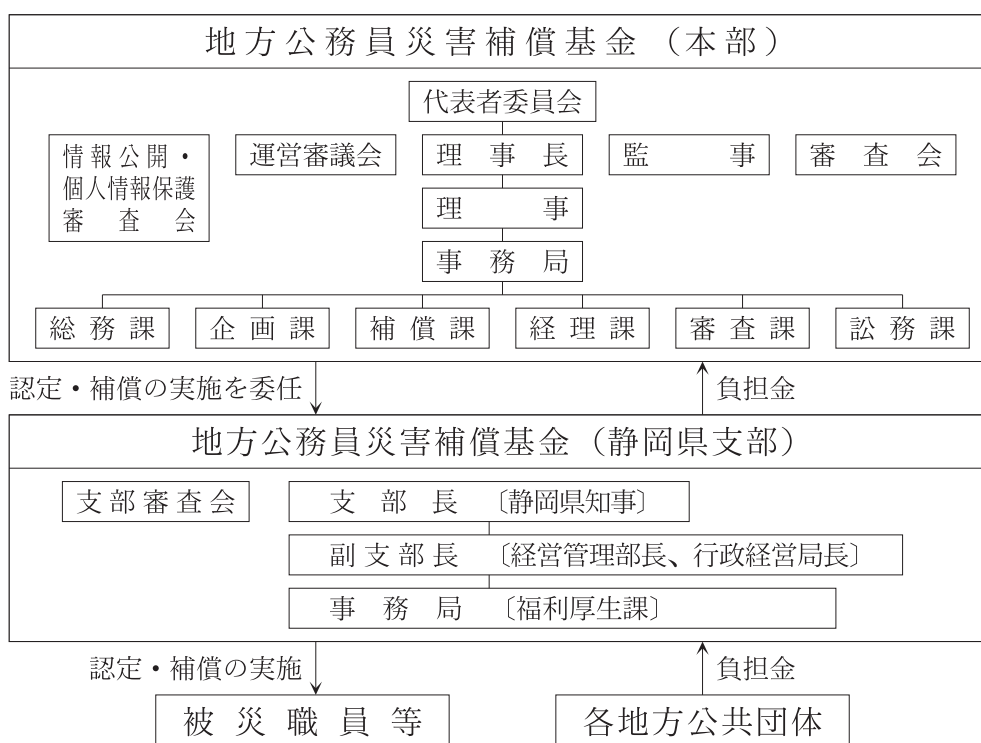
※ このような派遣職員の災害については、災害があつてから、災害補償はどこが実施するのかといった相談が見受けられますが、事前にその点を明らかにした上で派遣するよう留意してください。

## 4 基金の組織

基金は、法によって設置された法人であり、職員が受けた公務（通勤）災害に対する補償の実施を被災職員の属する地方公共団体に代わって行うものです。

基金の本部は東京都に、各都道府県及び指定都市にそれぞれ支部が置かれており、具体的な事務処理は各支部で行っております。

また、基金の活動と補償の実施に必要な財源は、各地方公共団体からの負担金によって賄われております。



## 5 補償の種類

職員の公務災害又は通勤災害について基金が行う補償の種類、事由及び内容の概略は、次のとおりです。

補償の種類 (適用年月日)	補償事由	補償内容	根拠規定
1 療養補償 (昭42.12. 1)	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。療養の範囲は次のとおりである（療養上相当と認められるものに限る。）。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送	法第26条、第27条
2 休業補償 (昭42.12. 1)	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養のため勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60％に相当する金額を支給する。ただし、傷病補償年金を受ける者又は刑事施設等に拘禁され若しくは収容されている者には行わない。	法第28条 法第28条の2第3項
3 傷病補償年金 (昭52. 4. 1)	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が規則別表第2に定める傷病等級に該当する場合	第1級から第3級までの障害の状態に応じ、年金を支給する。	法第28条の2
4 障害補償 (昭42.12. 1)	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき規則別表第3に定める程度の障害が残った場合	障害の程度により、第1級から第7級までは年金を、第8級から第14級までは一時金を支給する。	法第29条
5 介護補償 (平 8. 4. 1)	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、規則別表第4で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合	常時又は随時の介護を受ける場合に、通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を、当該介護を受けている期間（病院等に入院している間又は障害者支援施設等に入所している間を除く。）支給する。	法第30条の2
6 遺族補償 (昭42.12. 1)	公務又は通勤により死亡した場合	(1) 遺族補償年金 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹（ただし、妻以外の者にあつては18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの又は60歳以上のもの（一定の障害の状態にあるものを除く。）で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものに対し、年金を支給する。 (2) 遺族補償一時金 ① (1)に掲げる要件に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金を支給する。 ② 遺族補償年金の受給権者の受給権が消滅し、他に同年金を受けることができる者がいないときは、①の場合に支給される一時金の額をまず算定し、その額から、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額を控除して残額があれば、これを一時金として上記①の者に支給する。	法第31条～第39条 法附則第7条、第7条の2 政令附則第2条

補償の種類 (適用年月日)	補償事由	補償内容	根拠規定	
7 葬祭補償 (昭42. 12. 1)	公務又は通勤により死亡した場合	「葬祭を行う者」(遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者(現実に葬祭を行った者があるときは、その者))に対し、315,000円に平均給与額の30日分に相当する金額を加えた金額(この額が平均給与額の60日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する金額)を支給する。	法第42条 政令第2条の2 附則第1条の2	
8 障害補償年金差額一時金 (昭56. 11. 1)	障害補償年金の受給権者が死亡した場合	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないときは、その遺族に対し、その差額を支給する。	法附則第5条の2 規則附則第4条	
9 障害補償年金前払一時金 (昭56. 11. 1)	障害補償年金の受給権者が申し出た場合	障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。	法附則第5条の3 規則附則第4条の2～第4条の4	
10 遺族補償年金前払一時金 (昭42. 12. 1)	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合	遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。	法附則第6条 規則附則第4条の5～第4条の8	
船員の特例	11 予後補償 (昭42. 12. 1)	傷病が治ったものの勤務できない場合で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を、治った日の翌日から、勤務することができない期間(1月を超えるときは、1月間)支給する。ただし、刑事施設等に拘禁され又は収容されている者には行わない。	法第46条の2 政令第6条
	12 行方不明補償 (昭42. 12. 1)	船員が公務上行方不明になった場合	行方不明になったとき、その船員の被扶養者に行方不明の日の翌日から、その行方不明の期間(3月を超えるときは、3月間)1日につき平均給与額の100%に相当する金額を支給する。ただし、当該期間が1月に満たない場合は行わない。	法第46条の2 政令第8条

## 6 福祉事業の種類

基金は、公務災害又は通勤災害を受けた職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業をするよう努めなければならないものとされています。

福祉事業は、金銭給付をもって定型的に行われる補償のみによっては、必ずしも十分に被災職員及びその遺族の生活の安定、福祉の維持向上を図り得ない面があると考えられるため講ぜられる施策ないし措置です。

基金が行う福祉事業の種類及び内容の概略は次のとおりです。

福祉事業の種類 (適用年月日)	福祉事業の内容	根拠規定
1 外科後処置 (昭42.12.1)	規則別表第3に定める程度の障害が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術等の処置が必要であると認められる者等に対して診察、薬剤、治療材料の支給等の外科後処置を行う。	規程第27条
2 補装具の支給 (昭42.12.1)	規則別表第3に定める程度の障害が存する者に対し、義肢、義眼、補聴器、車いす等の補装具の支給を行う。	規程第27条の2
3 リハビリテーション (昭42.12.1)	規則別表第3に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の処置が必要であると認められるものに対して機能訓練等のリハビリテーションを行う。	規程第27条の3

福祉事業の種類 (適用年月日)	福祉事業の内容	根拠規定
4 アフターケア (昭46. 4. 1)	傷病が治ゆした者のうち、外傷による脳の器質的損傷を受けた者で、規則別表第3に定める程度の障害を有する者等に対し、円滑な社会生活を営むために必要な一定範囲の処置等を行う。	規程第27条の4
5 休業援護金 (昭42.12. 1)	休業による給与減等を補うことを目的として休業補償を受ける者等に対し、休業援護金を支給する。	規程第28条
6 在宅介護を行う 介護人の派遣に 関する事業 (平 7. 8. 1)	傷病補償年金の受給権者又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者に対し、基金の指定する事業者において介護人を派遣し、又は介護等の供与に必要な費用を支給する。	規程第28条の3
7 奨学援護金 (昭42.12. 1)	遺族補償年金の受給権者等であって学校等に在学する者等の学資の支弁を援護する目的で奨学援護金を支給する。	規程第29条
8 就労保育援護金 (昭54. 4. 1)	就業している遺族補償年金の受給権者等であって未就学である者の保育に係る費用を援護する目的で就労保育援護金を支給する。	規程第29条の2
9 傷病特別支給金 (昭56. 4. 1)	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて傷病特別支給金を支給する。	規程第29条の5
10 障害特別支給金 (昭49.11. 1)	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別支給金を支給する。	規程第29条の6
11 遺族特別支給金 (昭49.11. 1)	遺族補償の受給権者に対し、弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて遺族特別支給金を支給する。	規程第29条の7
12 障害特別援護金 (昭51. 4. 1)	障害補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別援護金を支給する。	規程第29条の8
13 遺族特別援護金 (昭50. 1. 1)	遺族補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で受給権者の区分に応じて遺族特別援護金を支給する。	規程第29条の9
14 傷病特別給付金 (昭52. 4. 1)	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で傷病特別給付金を年金として支給する。	規程第29条の10
15 障害特別給付金 (昭52. 4. 1)	障害補償年金の受給権者に対し年金、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として障害特別給付金を支給する(趣旨は傷病特別給付金に同じ。)	規程第29条の11
16 遺族特別給付金 (昭52. 4. 1)	遺族補償年金の受給権者に対し年金、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として遺族特別給付金を支給する(趣旨は傷病特別給付金に同じ。)	規程第29条の13
17 障害差額特別 給付金 (昭56.11. 1)	障害補償年金差額一時金を受けることとなった者等に対し、失権による遺族補償一時金により支給される特別給付金との均衡を考慮し、一時金として障害差額特別給付金を支給する。	規程第29条の14
18 長期家族介護者 援護金 (平 7. 4. 1)	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者(せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に又は随時介護を要する者に限る。)が当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)に、一定の要件を満たす遺族に対し、一時金として100万円を支給する。	規程第29条の19

福祉事業の種類 (適用年月日)	福祉事業の内容	根拠規定	
公務災害防止事業	公務上の災害の防止に関する活動を行う 19 団体に対する援助に関する事業 (平7. 8. 1)	公務上の災害を防止するために必要な調査、研究、普及その他の活動を行う団体に対して、必要な情報の提供その他の援助を行う。	規程第29条の20
	公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業 20 (平7. 8. 1)	公務上の災害に関する情報の収集、公務上の災害の発生状況、発生原因等の調査及び分析並びに公務上の災害を防止する対策の研究及び策定を行う。	規程第29条の21
	公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業 21 (平7. 8. 1)	地方公共団体等に対して、「公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業」による調査研究の成果の普及を行うとともに、公務上の災害を防止する対策を推進する。	規程第29条の22

## 7 費用の負担

基金の業務に要する費用は、各地方公共団体等からの負担金によって賄われますが、この負担金は、概算負担金と確定負担金とからなっています。

概算負担金は、地方公共団体等における前々年度の決算に計上された職種区分ごとの職員の給与の総額（退職手当及び児童手当を除く。）に、職員の区分ごとの負担金率（下表）を乗じて得たもので、その年度の5月15日までに基金支部に納入することになっています。

確定負担金は、その年度の給与の決算額により計算された額で、翌年度の9月頃にその年度の概算負担金との過不足を精算することになります。不足額は9月末日までに基金支部に納入することになっており、過納額は、当該団体に還付又は翌年度の負担金に充当することになっています。

また、平成22年度から、負担金に対する給付額の割合に応じて負担金率を増減させるメリット制が、県、政令市、中核市、施行時特例市等に適用されています。

負 担 金 率 表

職 員 の 区 分	職 員 の 範 囲	給与の総額に乗ずる率 (令和2年度以降適用)
義務教育学校職員	公立の小学校・中学校・中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の職員で市町村立学校職員給与負担法第1条に掲げるもの	1,000分の1.00
義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員 教育委員会及びその所轄に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員	1,000分の1.07
警 察 職 員	県警察の職員（国家公務員である職員を除く。）	1,000分の3.39
消 防 職 員	消防本部及び消防署の職員 常勤の消防団員	1,000分の2.45
電気・ガス・水道事業員	電気・ガス・水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業に従事する職員	1,000分の1.65
運 輸 事 業 職 員	鉄道・軌道・索道・航空機・自動車・軽車両・船舶による旅客又は貨物の運送事業その他貨物取扱事業に従事する職員	1,000分の1.95



清掃事業職員	清掃事業に従事する職員	1,000分の4.18
船員	船員法第1条に規定する船員である職員	1,000分の4.12
その他の職員	上記の職員以外のすべての職員	1,000分の1.08

## 8 メリット制

### (1) メリット制の概要

定款で定める負担金率は、職種区分ごとに一律であるが、(2)のメリット制適用団体においては、任命権者の公務災害防止のための取組みを促すことにより、公務災害の減少を図り、また、負担の公平を図るため、各団体の職員区分ごとに、メリット制適用事業年度の過去3年間における補償等の給付費（補償の支給額と福祉事業の支給額の合計額）と負担金の割合が当該職員区分の基準値を上回り、又は下回る場合には、±20パーセントの範囲内で、定款で定める負担金率を引き上げ又は引き下げる、メリット制を適用することとしています。

### (2) メリット制適用団体及び職員区分

#### ① 適用団体

メリット制の適用団体は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市、特別区のほか、指定都市等加入一部事務組合等（指定都市、中核市又は施行時特例市を構成団体とする一部事務組合及び広域連合）となっており、基金静岡県支部においては、県、沼津市、富士市及び駿東伊豆消防組合の4団体が対象となっています（令和6年2月現在）。

#### ② 適用職種

適用職員区分は、義務教育学校職員、義務教育学校職員以外の教育職員、警察職員、消防職員、電気・ガス・水道事業職員、清掃事業職員、その他の職員です。

運輸事業職員及び船員は、メリット制の対象ではありません。

## 9 不服審査制度

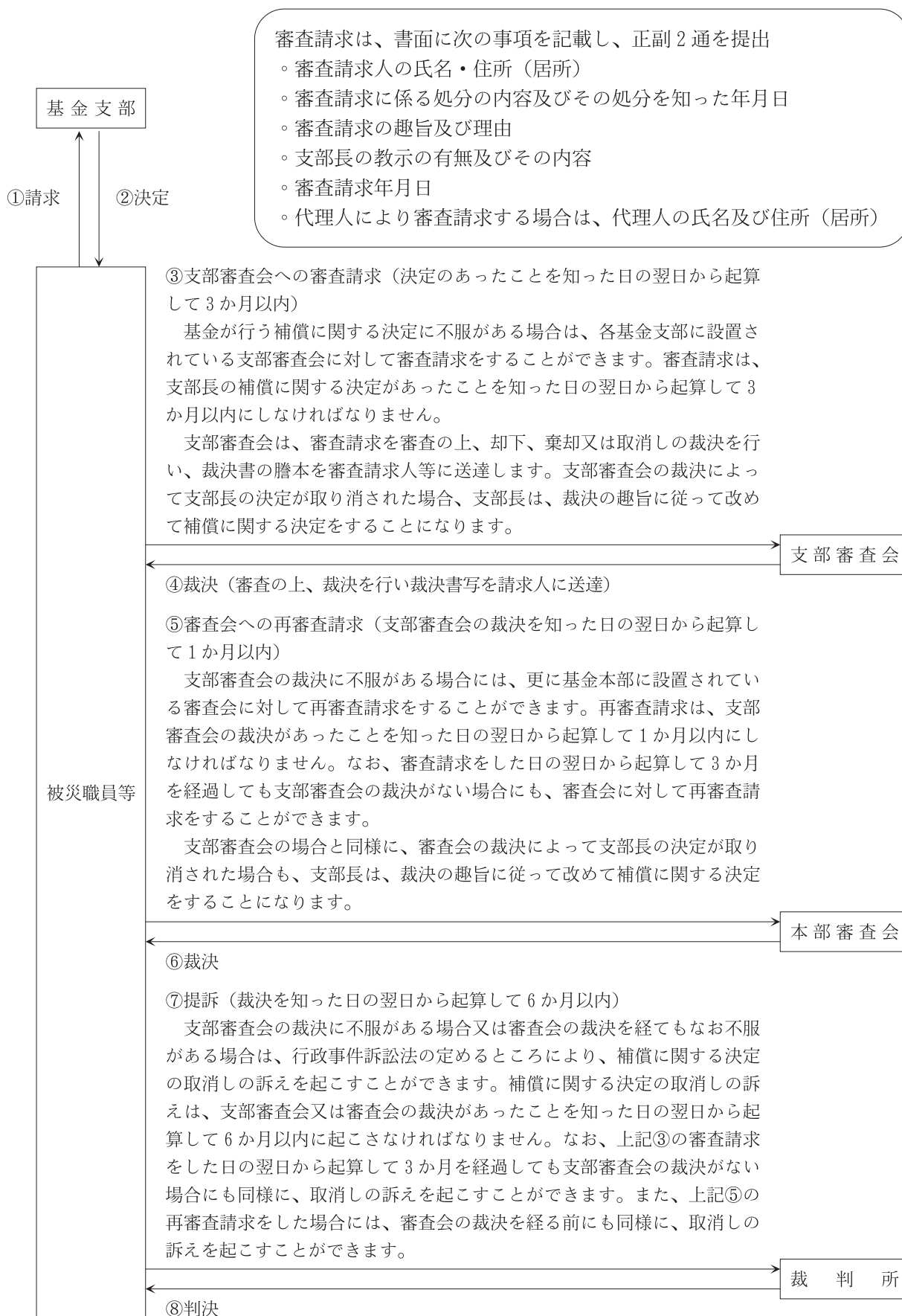
支部長は、被災職員又は遺族の請求に基づいて公務災害及び通勤災害の認定や補償の決定等を行います。これらの処分に対して不服がある場合には、被災職員又は遺族は、「地方公務員災害補償基金静岡県支部審査会」に対し審査請求することができます。

### (1) 審査請求の対象となる処分

審査請求の対象となる処分は、支部長が行う補償に関する決定であって、具体的には、公務上外の認定、通勤災害該当・非該当の認定、各種補償の支給・不支給の決定、補償の受給権者の決定等です。

福祉事業の決定については審査請求の対象とはなりません。不服のある者はその決定を行った「支部長」に対して、「不服の申出」ができます。

## (2) 審査請求の手続及び方法



## 10 時 効

(1) 補償を受ける権利は、2年間（障害補償、遺族補償、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金については、5年間）行われなるときは、時効によって消滅することとされています。ただし、補償を受ける原因となった災害について、補償の種類に応じて定められている時効の期間経過前に公務又は通勤による災害の認定を請求した場合は、基金が当該災害を公務又は通勤による災害と認定したことを当該認定請求者が知り得た日の翌日が当該補償に係る時効の起算日となります（ただし、その日が補償を受ける権利が発生した日の以前の日であるときはこの限りでない。）。また、傷病補償年金は、職員の請求に基づかず基金が職権でその支給決定を行うものですから、傷病補償年金を受ける権利については時効の問題は生じません。

「補償を受ける権利」とは、補償請求の事由となる災害が発生した場合に、補償の受給権者の要件に該当する者が基金に対して行う補償の支給決定の請求権です。これに対して、支給決定が行われた補償の給付金の支払を受ける権利については法第63条の規定の適用はなく、金銭債権の一般規定である民法の規定が適用されることに注意する必要があります。

なお、時効の援用、中断等については法上明文の規定はないので、民法の定めるところによることとなります。

(2) 補償を受ける権利が発生する日は次の表のとおりです。時効は、これらの日の翌日から起算します。

補償の種類	補償を受ける権利の発生日	時効期間
療 養 補 償	療養の費用の支払義務が確定した日	2年
休 業 補 償	療養のため勤務することができず給与を受けない日	
障 害 補 償	負傷又は疾病が治った日	5年
障害補償年金差額一時金	職員が死亡した日	
障害補償年金前払一時金	負傷又は疾病が治った日	
介 護 補 償	介護を受けた日の属する月の末日	2年
遺 族 補 償	職員が死亡した日	5年
遺族補償年金前払一時金	〃	
葬 祭 補 償	〃	2年

## 11 非課税措置

地方公務員等の災害補償は、公務災害又は通勤災害により、地方公務員等又はその遺族が被った損失を補償することを目的とするものですので、所得税法等におけるいわゆる「所得」とは全くその性質を異にしています。

そのため、法第65条によって、法律又は法律に基づく条例により支給された金品（休業補償、遺族補償、障害補償などの各種補償及びその福祉事業としての諸給付など）に対しては、所得税をはじめ租税その他の公課は、課せられないことになっています。

## II 公務災害の認定基準

### 1 公務災害とは

公務上の災害として認定されるためには、原則として「公務遂行性」と「公務起因性」の2つの要件を満たす必要があります。

公務遂行性	<ul style="list-style-type: none"><li>① 任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下において公務に従事している場合（公務自体のほかそれに伴う一定の行為を行っている場合）</li><li>② 公務には従事していないが、任命権者の支配下にあり、かつ、施設管理下にある場合（勤務場所又はその附属施設内において休憩時間内等で自由行動が許されている場合）</li><li>③ 任命権者の支配下にはあるが、施設管理を離れて公務に従事している場合（出張用務等のため通常の勤務場所以外で公務に従事している場合等）</li><li>④ 特別な状況下における出勤又は退勤途上にある場合</li><li>⑤ 地公法第42条の規定に基づき、任命権者が企画、立案、実施したレクリエーション等に参加している場合</li></ul>
公務起因性	<p>公務と災害との間に相当因果関係が認められること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>= 「このような業務に従事していたならば、このような災害が生ずるであろう」と客観的に認められること。</li><li>= 災害の発生が、公務に伴う危険が現実化したものと経験則上認められること。</li><li>= 災害の発生原因のうち、公務が相対的に有力な原因であると認められること。</li></ul>

### 2 公務上・外の判断基準

公務災害を大別すると、負傷と疾病の2つに分けられますが、その公務上・外の判断に当たっては、大まかにいうと次の点がポイントです。

なお、具体的には、次頁以降の認定基準に基づいて行うことになります。

負傷の場合	<p>その発生原因が外面的に明らかであるため、<u>原則として公務遂行性を判断</u>することになる。</p> <p>[次の場合は、原則として公務災害とは認められない。]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 被災職員の故意による場合</li><li>② 被災職員の有していた素因又は基礎疾患が単に公務を機会原因として発症した場合</li><li>③ 天災地変（暴風雨、土砂崩れ、地震等）による場合 ただし、事故発生の危険性が著しく高い業務に従事している場合を除く</li><li>④ 偶発的な事故による場合（私的怨恨による場合を含む）</li></ul>
疾病の場合	<p>一般的にその発生原因が外面的には明らかでないため、公務遂行性よりも公務起因性の判断が中心となる。</p> <p>（自宅において発症した場合でも公務起因性が認められる場合がある。）</p>

### 3 公務上の負傷の認定基準

区 分	説 明
(1) 自己の職務遂行中の負傷	<p>① 法令又は権限ある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合</p> <p>② 地方公務員法第39条の規定により研修を受けている場合</p> <p>③ 地方公務員法第42条の規定による職員の保健のための健康診断を受けている場合</p> <p>ただし、宿直勤務の場合には、行為自体に相当広範に自由な行為が許容されているので、すべての場合で公務上の災害と認められるとは限らない。</p>
(2) 職務遂行に伴う合理的行為中の負傷	<p>① 業務待機中の行為（著しく社会通念を逸脱した行為の場合を除く。）</p> <p>② 生理的必要行為のための往復行為</p> <p>勤務時間中、又は休憩時間中に用便、水を飲む等の行為のために往復する行為をいう。</p> <p>③ 公務達成のための善意行為</p> <p>自己に割り当てられた（担当）職務以外の公務を達成するための善意によって行う行為をいい、本来の担当者の不在、その公務の緊急性・必要性等からみて、善良な職員であれば誰でもそうするであろうと客観的に判断されるものをいう。</p> <p>ただし、公務上の必要性のない、いわゆる道義的立場からの善意行為に当たる場合等は該当しない。</p> <p>④ 食堂へ行く行為</p> <p>勤務公署内に食事施設がある場合は、その間の往復行為を、食事施設がない場合は、近辺の数軒の食堂との往復行為をいう。</p> <p>⑤ 医療機関へ行く行為</p> <p>負傷等のため緊急の治療が必要であって所属部局の長の指示又は了解を受けた場合の最寄りの医療機関との往復行為をいう。</p>
(3) 職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷	<p>更衣、機械器具の点検整備、作業環境の整備などの行為を行っている場合</p>
(4) 救助行為中の負傷	<p>勤務場所において負傷し、又は疾病にかかった職員を救助する行為を行っている場合</p>
(5) 防護行為中の負傷	<p>非常災害時において勤務場所又はその付属施設を防護する行為を行っている場合</p>

区 分	説 明
(6) 出張又は赴任の 期間中の負傷	<p>出張－職員が公務のため一時在勤庁を離れて旅行すること。</p> <p>赴任－新規採用職員が、採用に伴う移転のため住居から勤務地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員が、その転任に伴う移転のため旧勤務地から新勤務地に旅行すること。</p> <p>ただし、上記期間中であっても次の場合を除く。</p> <p>① 合理的経路又は方法によらない順路にある場合</p> <p>② 合理的経路又は方法による順路にある場合であっても恣意的行為を行っているとき</p> <p>③ 出張先の宿泊施設が、法第2条第2項に規定する住居としての性格を有するに至った場合において、当該宿泊施設内にあるとき、又は当該宿泊施設と勤務場所との間の往復の途上にあるとき（通勤災害の対象となる。）</p>
(7) 出勤又は退勤途 上の負傷	<p>通勤途上の災害は、一般的には任命権者の支配管理下ないとされ、公務上の災害ではなく通勤災害として取り扱われるが、次のような通勤途上にある場合（合理的な経路若しくは方法によらない場合又は勤務時間中に許可・承認を得ず私用で帰る場合等には通勤災害にも該当しない）の災害は、公務上の災害となる。</p> <p>① 公務運営上の必要により、特定の交通機関によって出勤し又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上</p> <p>② 突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上</p> <p>③ 午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上</p> <p>④ 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上</p> <p>⑤ 宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上</p> <p>⑥ 引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上</p> <p>⑦ 地方公務員法第24条第5項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（地方独立行政法人にあっては、当該法人が定める勤務を要しない日及びこれに相当する日をいう。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上</p> <p>⑧ 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤</p>

区 分	説 明
	<p>務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上</p> <p>⑨ 勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつては、その日前1週間以内に変更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上</p> <p>⑩ ①～⑨までに掲げる場合に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上</p>
(8) レクリエーション参加中の負傷	<p>① 地方公務員法第42条の規定に基づき</p> <p>a. 任命権者（地方独立行政法人にあつては、当該法人の理事長。以下この項において同じ。）が計画し、実施したレクリエーションに参加している場合</p> <p>b. 任命権者が、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合又は職員の厚生福利事業を行うことを主たる目的とする団体で、条例により設置され、かつ、地方公共団体の長等の監督の下にあるものと共同して行ったレクリエーションに参加している場合</p> <p>② その他任命権者の支配管理の下に行われたレクリエーションに参加している場合</p> <p>なお、「参加している場合」とは所定の場所又は時間帯においてそのレクリエーションに出場し、又は応援している場合をいい、準備運動を行っている場合及びこれに準ずる場合を含む。</p>
(9) 設備の不完全又は管理上の不注意による負傷	<p>勤務場所又はその附属施設の設備の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由によるものと認められるものであって、次に掲げる場合</p> <p>① 所属部局が専用の交通機関を職員の出勤又は退勤の用に供している場合において、当該出勤又は退勤の途上にあるとき（前記(7)①に該当する場合を除く。）。</p> <p>② 勤務のため、勤務開始前又は勤務終了後に施設構内で行動している場合</p> <p>③ 休息时间又は休憩時間中に勤務場所又はその附属施設を利用している場合</p>
(10) 宿舍の不完全又は管理上の不注意による負傷	<p>公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舍において、その宿舍の不完全又は管理上の不注意によって発生した場合</p>

区 分	説 明
(11) 職務遂行に伴う 怨恨による負傷	職務遂行に伴う怨恨により、第三者から加害を受けて発生した場合
(12) 公務上の負傷又 は疾病と相当因果 関係をもって発生 した負傷	公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって発生した場合
(13) その他公務と相 当因果関係をもっ て発生した負傷	その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな場合



## 〔血液汚染事案〕

公務上の災害の対象となる傷病は、公務災害の認定を行う前提となる傷病が発症（発生）し、治療が必要な場合に限定されていますが、次に掲げる肝炎、エイズ等については、その疾病の有する特殊性から、いくつかの特例が定められています。

すなわち、通常の疾病は、公務と相当因果関係をもって発症した場合に公務上の災害として認定されることとなりますが、病院等に勤務する医師や看護師が医療活動中に誤って使用済の注射針等を手や足に刺す事故（針刺し事故）等にあつては、実際に発症（感染）していない段階においても、感染・発症の恐れがある場合には、例外的に「右第1指刺傷（H C V）」（H C V抗体陽性患者に使用した注射針を右手親指に刺してしまった場合）といった傷病名で公務上の災害と認定し、受傷部位の洗浄・消毒等の処置とともに予防的な検査等を補償します。

区 分	説 明
(1) B型肝炎	<p>(ア) 特徴</p> <p>感染力が非常に強いこと。</p> <p>効果的な予防方法が医学上確立されていること。</p> <p>(イ) 認定要件</p> <p>① 公務上負傷し、当該負傷を原因としてHBs抗原陽性血液による汚染を受けたこと（又は既存負傷部位、眼球等への付着）。</p> <p>② H Bウイルス感染の危険が極めて高いと判断されること。</p> <p>(ウ) 療養補償の範囲</p> <p>① 縫合、消毒、洗浄等の処置</p> <p>② 受傷直後の抗原・抗体検査</p> <p>③ 抗HBs人免疫グロブリン製剤の注射</p> <p>④ B型肝炎ワクチン</p> <p>⑤ 経過観察期間中の定期的な検査</p>
(2) C型肝炎	<p>(ア) 特徴</p> <p>感染力は低いが一旦感染すると慢性化し、肝硬変や肝癌に移行する場合がある。</p> <p>(イ) 認定要件</p> <p>H C Vに汚染された血液等を含む注射針等により公務上負傷したこと（又は既存負傷部位、眼球等への付着）。</p> <p>(ウ) 療養補償の範囲</p> <p>① 縫合、消毒、洗浄等の処置</p> <p>② 受傷直後の抗体検査</p> <p>③ その後の定期的な検査</p>

区 分	説 明
	<p>* インターフェロンについては、C型肝炎として治療を要する状態であると判断された場合に、その後の1か月程度の投与が補償の対象となる。さらに、インターフェロン製剤の投与が行われた後にC型慢性活動性肝炎に移行した場合には、引き続いて行われるインターフェロン製剤の投与も補償の対象となる。</p>
(3) エイズ	<p>(ア) 特徴 感染・発症した場合には治癒率が極めて低く、死亡率が極めて高いこと。</p> <p>(イ) 認定要件 H I Vに汚染された血液等を含む注射針等により公務上負傷したこと(又は既存負傷部位、眼球等への付着)。</p> <p>(ウ) 療養補償の範囲 C型肝炎の場合と同様</p>
(4) A T L (成人T細胞白血病)	<p>感染率はH I Vよりも高いこと、発症した場合の死亡率が高いことから、C型肝炎等の場合と同様に取り扱われる。</p>
(5) 梅毒	<p>梅毒血清反応強陽性患者に使用した注射針等により刺傷し、当該刺傷を原因として梅毒の感染の危険が医学上極めて高いと判断され、当該刺傷に対する治療の一環として医師が必要と認めて抗生物質の投与が行われた場合は、C型肝炎等の場合と同様に取り扱われる。</p>
(6) 汚染状況不明	<p>針に付着していた血液等がB型肝炎ウイルス等に汚染されている恐れがあり、感染の危険性が高いと医師が判断した場合には上記に準じた取り扱いとなる。</p>
(7) 陰性(曝露元の血液検査結果等)	<p>初診時に行われた縫合、消毒、洗浄等の処置及び検査を療養補償の対象としている。</p>
<p>次の場合には原則として療養補償の対象となりませんので注意してください。</p> <p>① 負傷を伴わず単に汚染された血液等が皮膚に付着した場合</p> <p>② 負傷、血液の付着以前から既に感染していたことが判明している場合や負傷等の直後に行われた検査により明らかになった場合におけるその後の検査</p>	

\* 血液汚染事案で認定請求する際には、被災職員及び曝露元の患者等の血液データ(感染症に関するもの)を添付するようにしてください。

## 4 公務上の疾病の認定基準

区 分	説 明	明
(1) 公務上の負傷に起因する疾病	公務上の負傷に起因する疾病は公務上の災害となり、これに該当する疾病は次のとおりです。	
	① 負傷した当時、何ら疾病の素因を有していなかった者が、その負傷によって発病した場合	
	② 負傷した当時、疾病の素因はあったが発病する程度でなかった者が、その負傷により、その素因が刺激されて発病した場合	
	③ 負傷した当時、疾病の素因があり、しかも早晚発病する程度であった者が、その負傷により、発病の時期を著しく早めた場合	
(2) 職業性疾病	当該疾病に係るそれぞれの業務に伴う有害作用の程度が当該疾病を発病させる原因となるのに足るものであり、かつ、当該疾病が医学経験則上当該原因によって生ずる疾病に特有な症状を呈した場合は、特に反証のない限り公務上の災害とします。 ① 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病及びこれらに付随する疾病	

区 分	説 明
	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた疾病及びこれらに付随する疾病</li> <li>③ 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた疾病及びこれらに付随する疾病</li> <li>④ 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は基金の定めるじん肺の合併症</li> <li>⑤ 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた疾病及びこれらに付随する疾病</li> <li>⑥ がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた疾病及びこれらに付随する疾病</li> </ul>
(3) 公務に起因する脳・心臓疾患、精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく憎悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止（心臓性突発死を含む。）、心室細動等の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</li> <li>② 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象を伴う業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病</li> </ul>
(4) その他公務に起因することが明らかな疾病	<p>その他公務に起因することが明らかな疾病は公務上の災害とし、これに該当する疾病は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 伝染病又は風土病に罹患するおそれのある地域に出張した場合における当該伝染病又は風土病</li> <li>② 健康管理上の必要により任命権者が執った措置（予防注射及び予防接種を含む。）により発生した疾病</li> <li>③ 公務運営上の必要により入居が義務づけられている宿舍の不完全又は管理上の不注意により発生した疾病</li> <li>④ 休憩時間等に勤務場所又はその附属施設の不完全又は管理上の不注意その他所属部局の責めに帰すべき事由により発生した疾病</li> <li>⑤ 職務の遂行に伴う怨恨によって発生した疾病</li> <li>⑥ 所属部局の提供する飲食物による食中毒</li> <li>⑦ その他公務と相当因果関係をもって発生したことが明らかな疾病</li> </ul>

## 5 障害又は死亡

公務上の負傷又は疾病と相当因果関係をもって生じたことが明らかな障害又は死亡は、公務上のものとなります。

## 〔腰痛事案〕

### 腰痛事案とは

腰痛症（腰部の痛みを伴う疾病）については、「腰痛症」「腰部捻挫」「腰椎捻挫」「腰椎椎間板症」等のいろいろな診断がなされます。公務災害の認定に関しては、こうした傷病名にとらわれることなく、すべて認定基準上「疾病」として区分され、災害発生の状況、症状の内容等を詳細に検討し、特に公務起因性の有無によって、公務上の災害かどうかを判断することになります。

この腰痛症については、①災害性の原因による腰痛、②災害性の原因によらない腰痛及び③その他公務に起因することが明らかな腰痛に大別されます。なお、②③に該当する事案が発生した場合には、事前に基金支部にご相談ください。

#### 【腰痛症に関する基礎知識】

腰部は常に屈曲、伸展、回旋等の運動を行って体重の負荷を受けており、また、脊柱等も加齢によって変化してくるものです。一般に、腰痛とは、腰部及び背部の痛みをいい、その発症の原因は様々ですが、腰部に過度の負担を加える労働態様等の外的要因に加えて、加齢による腰椎の変性や日常生活における運動量等の個体的要因も発症に影響を及ぼすため、公務起因性の判断が難しい疾病の一つです。

#### 【「急性症状のみ公務上」という認定とは】

腰痛の既往歴又は基礎疾患（椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、腰椎分離症、すべり症等）がある場合で、腰痛そのものは消退又は軽快の状態にあるとき、公務遂行中に生じた災害性の原因により再び腰痛を発症させ、又は増悪させ、療養を要すると認められる場合においては、急性症状のみを公務上と認定することがあります。この場合における療養期間は、急性症状が消退した日までの期間となります。

## ① 災害性の原因による腰痛

区 分	根 拠	公務上の災害と認められる要件（すべての要件を満たすこと。）
公務上の負傷に起因して発症した腰痛	規則別表第1第1号及び認定基準の記の2の(1) 「腰痛の公務上外の認定について」 (昭和52年2月14日理事長通知)	<p>公務上の災害と認められる要件（すべての要件を満たすこと。）</p> <p>ア 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる<u>通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的なできごととして生じた</u>と明らかに認められるものであること。</p> <p>イ 腰部に作用した力が</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>① 腰痛を発症させた</p> <p>② 腰痛の既往症を再発させた</p> <p>③ 基礎疾患を著しく増悪させた</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p>と医学的に認めるに足りるものであること。</p> <p>ウ 医学上療養を必要とするものであること。</p>
<p>(具体例)</p> <p>(1) 重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を2人ががりで運搬する最中にそのうちの1人の者が滑って肩から荷をはずしたりしたような<u>事故的な事由により瞬時に重量が腰部に負荷された場合</u></p> <p>(2) 事故的な事由はないが、</p> <p>① 重量物の取扱いに当たって、その取扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりしたとき</p> <p>② 重量物の取扱いに不適當な姿勢をとったときに、<u>脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合</u></p> <p>(添付資料)</p> <p>(1) 腰痛（頸部痛）関係調書（身体状況、災害発生の概要、腰部にかかった負担、既往歴等）</p> <p>(2) レントゲン写真、CT、MRI等を借用</p> <p>(3) 同意書</p>		

## ② 災害性の原因によらない腰痛

区 分	根 拠	公務上の災害と認められる要件（すべての要件を満たすこと。）
<p>(1) 腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間従事する職員に発症した腰痛</p>	<p>規則別表第1第3号及び認定基準の記の2の(2) 「腰痛の公務上外の認定について」 (昭和52年2月14日理事長通知)</p>	<p>ア 次に掲げる業務等に従事している職員であること。</p> <p>(ア) 重量物（概ね20kg以上のもの）又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務</p> <p>(イ) 腰部にとって極めて不自然又は極めて非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務</p> <p>(ウ) 腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢を長期間にわたり持続して行う業務</p> <p>(エ) 腰部に著しく粗大な振動を受ける作業を継続して行う業務</p> <p>イ 従事期間が、概ね3か月から数年以内であること。</p> <p>ウ 当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間及び身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められること。</p> <p>エ 医学上療養を必要とするものであること。</p>
<p>(2) 重量物を取り扱う業務又は腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務に相当長期間にわたって継続して従事する職員に発症した慢性的な腰痛</p>	<p>同 上</p>	<p>ア 次のいずれかの業務に従事していること。</p> <p>(ア) 重量物を取り扱う業務（①又は②の業務）</p> <p>① 概ね30kg以上の重量物を勤務時間の3分の1程度以上取り扱う業務</p> <p>② 概ね20kg以上の重量物を勤務時間の半分程度以上取り扱う業務</p> <p>(イ) 腰部に過度の負担のかかる作業態様の業務（重量物を取り扱う業務と同程度以上に腰部に負担のかかる業務をいう。）</p> <p>イ 概ね10年以上にわたって継続していること。</p> <p>ウ 胸腰椎に著しく病的な変性（高度の椎間板変性や椎体の辺縁隆起等）が認められ、かつ、その程度が通常に加齢による骨変化の程度を明らかに超えるものであること。</p> <p>エ 当該職員の業務内容、作業態様、作業従事期間、身体的条件からみて、当該業務に起因して発症したものと認められること。</p> <p>オ 医学上療養を必要とするものであること。</p>
<p>(添付資料) (1) 腰痛（頸部痛）関係調書</p> <p>(2) レントゲン写真、CT、MRI等を借用</p> <p>(3) 同意書</p>		

### ③ その他公務に起因することが明らかな腰痛（明らかな疾病）

区 分	根 拠	公務上の災害と認められる要件（すべての要件を満たすこと。）
<p>その他公務と相当因果関係をもって発症した腰痛</p>	<p>規則別表 第1第10号及び認定基準の記の2の(3)のキ</p>	<p>ア 公務と相当因果関係をもって発症したことが明らかと認められること。</p> <p>イ 医学上療養を必要とするものであること。</p>
<p>(添付資料)</p> <p>(1) 腰痛（頸部痛）関係調書</p> <p>(2) レントゲン写真、C T、M R I等を借用</p> <p>(3) 同意書</p>		



(平成30年1月9日改正)

事務連絡

平成10年7月22日

地方公務員災害補償基金

各支部事務長 殿

地方公務員災害補償基金

補償課長

### 腰痛に係る認定請求事案の処理について

地方公務員の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、各支部におかれては、日頃より格別のご配慮を賜り、厚く感謝申し上げます。

腰痛事案（腰椎椎間板ヘルニア、椎間板症の診断による腰痛事案（急性腰痛以外の腰痛事案））については、従前より速やかに補償課長照会をして頂いているところです（平成7年11月10日付け補償課長事務連絡）が、より一層の迅速な処理を図るべく、別添に示した事例1から事例24まで及び「公務災害・通勤災害・障害等級等の認定・決定理論と実務提要 上巻」に掲記されている事例に類似し、明らかに公務上外の判断ができる事案については、今後、補償課長照会を経ることなく、各支部において公務上外の認定を行って頂くことといたしましたので、よろしく願います。ただし、支部において判断が困難な事案につきましては、引き続き、補償課長照会としてください。

なお、認定に際しては、次の点に注意してください。

(1) 腰痛の認定は、「腰痛の公務上外の認定について」（昭和52年2月14日付け地基補第67号）によることとされており、負傷又は腰部内部組織の損傷による災害性の腰痛の認定要件は、同通知の記の1により、

- ① 腰部の負傷又は腰部の負傷を生ぜしめたと考えられる通常の動作とは異なる動作による腰部に対する急激な力の作用が、公務遂行中に突発的な出来事として生じたと明らかに認められるものであること。
- ② 腰部に作用した力が腰痛を発症させ、腰痛の既往症を再発させ、又は基礎疾患を著しく増悪させたと医学的に認めるに足りるものであること。

のいずれの要件をも満たし、医学上療養を必要とする場合には、「公務上の災害の認定基準について」（昭和48年11月26日付け地基補第539号）の記の2の(1)の「公務上の負傷に起因する疾病」と認められるところである。

(2) 災害性の腰痛の発症例としては、「腰痛の公務上外の認定について」の実施について」（昭和52年2月14日付け地基補第68号）により、

- ① 重量物の運搬作業中に転倒したり、重量物を2人ががりで運搬する最中にそのうちの1人の者が滑って肩から荷をはずしたりしたような事故的な事由により瞬時に重量が腰部に負荷された場合

② 事故的な事由はないが、重量物の取扱いに当たって、その取扱い物が予想に反して著しく重かったり、軽かったりしたときや、重量物の取扱いに不適当な姿勢をとったときに脊柱を支持するための力が腰部に異常に作用した場合

と示されているほか、単に、20～30kg程度までの重量物を持ったことによって、負傷又は腰部内部組織の損傷は発生しないものである。

したがって、これらの要件に合致せずに負傷が発生した場合は、公務を機会として発生した災害と考えることが相当である。

(3) 負傷又は腰部内部組織の損傷による腰痛である場合は、骨折等の負傷又は筋肉、筋膜、靭帯等の損傷が原因であり、その際は、速やかに主治医に対して、当該腰痛症に対する詳細な医学的所見、治療内容、X線・MRI等の診断結果（素因・基礎疾患の有無、病名、部位、程度及び被災以前からの変性である等）を得ることが極めて重要であり、疑問があるときは、整形外科医たる支部専門医に画像診断を行っていただくことが必要である。

なお、通常、負傷が生じていない場合又は素因・基礎疾患等がない場合で、20～30kg程度までの重量物を持ち上げようとした際に発生した腰痛症は、本人の腰部のバランスが悪いために発生したのであるから、これは公務を機会として発生したものであり、公務外の災害と判断される。

また、腰椎椎間板ヘルニア等と診断され、素因・基礎疾患等を有している場合で、20～30kg程度までの重量物を持ち上げようとした際に発生した腰痛症は、本人の素因・基礎疾患等を主たる原因として発生したものであることから、転倒の事実等、私病を急性増悪させたことが明らかな諸事象が認められない限り、公務外の災害と判断することが相当である。

なお、腰椎椎間板ヘルニアに関する公務上の災害の考え方は次のとおりである。

① 脊柱に強い打撃を与え、医学上、腰椎椎間板を破壊してヘルニアを突出させる程の突発的事故の存在が明確であり、かつ、MRI画像上等に新鮮なヘルニアが脊髄神経根を圧迫しているか又は瞬間的に圧迫したと医学的に認められる場合（負傷による疾病）

ヘルニア及び脊髄神経根症状の症状固定まで公務上と認定する。

② 40kg程度の重量物を持つ又は軽度の車の追突、転倒、転落等の突発的な事故等の存在が明確であり、かつ、MRI画像上等に陳旧性のヘルニアが脊髄神経根を圧迫しているか、又は瞬間的に圧迫したと医学的に認められる場合（素因・基礎疾患の増悪）

素因、基礎疾患の急性増悪による腰痛であるので、急性期の症状の消退まで公務上と認定する。

したがって、症状固定後における素因、基礎疾患の再発は私病の増悪であるので公務上の災害との相当因果関係は認められない。なお、この場合において、髄核の摘出術を行ったときの補償の取り扱いについては、本人の素因、基礎疾患の根治術であることから、公務との相当因果関係は認められないが、疼痛の除去又は軽減という効果があることに着目して、手術費等については特例として補償することとしている。

よって、術後ヘルニアの遷延化の療養補償等及び障害補償については行わないこととしている。

※ 別添事例については送付済み。

## 〔脳・心臓疾患事案〕

### ① 脳・心臓疾患事案とは

脳・心臓疾患に係る公務災害の認定については、下表のとおり大きく分けて、①公務上の負傷に起因する疾病の場合と②公務に起因することが明らかな疾病の場合があります。

前者については、頭部を強打したというように発症の原因が明らかな場合が多く、公務上・外の認定についても、比較的容易に判断ができます。

しかしながら、後者については、脳・心臓疾患の特殊性（一般的な医学的見解によると、基礎となる動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態が加齢や一般生活等における諸要因によって増悪し、発症に至る場合がほとんどで、勤務中、休息中、睡眠中の別なく発症するものであること）から、公務上・外の認定においては、特に慎重に検討する必要があります。したがって、このような災害が発生し、被災職員等において認定請求の意思がある場合には、認定請求書の作成方法等に関して事前に基金支部にご相談ください。

区 分	根 拠	公務災害で取り扱われる疾患名		具 体 例
		脳血管疾患	心・血管疾患	
公務上の負傷に起因する疾病	規則別表第1第1号及び認定基準の記の2の(1)	脳出血 くも膜下出血 硬膜上出血 硬膜下出血 脳梗塞	二次性循環不全	頭部を強く打った際に外傷性くも膜下出血を発症した場合
公務に起因することの明らかな疾病	規則別表第1第8号並びに認定基準の記の2の(3)のキ及び「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について」（令和3年9月15日理事長通知）	脳出血 くも膜下出血 脳梗塞 高血圧性脳症	狭心症 心筋梗塞 心停止 （心臓性突然死を含む。） 重症の不整脈 （心室細動等） 重篤な心不全 肺塞栓症 大動脈解離	直前の著しい公務過重のために心筋梗塞を発症した場合

② 脳・心臓疾患事案（公務に起因することが明らかな疾病の場合）の判断基準  
（次の2要件を満たすこと）

(1) 次のいずれかに該当したことにより、医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患の発症の基礎となる血管病変等の病態を加齢、一般生活等によるいわゆる自然的経過を超えて著しく増悪させ、当該疾患の発症原因とするに足る強度の精神的又は肉体的負荷（以下「過重負荷」という。）を受けていたことが明らかに認められることが必要である。

ア 発症前に、職務に関連してその発生状態を時間的、場所的に明確にし得る異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと。

「異常な出来事・突発的事態に遭遇したこと」とは、当該出来事・事態によって急激な血圧変動や血管収縮等を引き起こすことが医学上妥当と認められるものであり、次に掲げる場合である。

(ア) 医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患を発症させる可能性のある爆発物、薬物等による犯罪又は大地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な自然現象若しくは火災、爆発その他これらに類する異常な状態に職務に関連して遭遇したことが明らかな場合

(イ) 日常は肉体的労働を行わない職員が、勤務場所又はその施設等の火災等特別な事態が発生したことにより、特に過重な肉体的労働を必要とする職務を命じられ、当該職務を行っていた場合

(ウ) 暴風、豪雪、猛暑等異常な気象条件下で長時間にわたって職務を行っていた場合

(エ) 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす事態に職務に関連して遭遇した場合

(オ) 急激で著しい肉体的負荷を強いられる事態又は急激で著しい作業環境の変化の下で職務を行っていた場合

イ 発症前に、通常の日常の職務（被災職員が占めていた職に割り当てられた職務であって、1日当たり平均概ね8時間（1週当たり平均概ね40時間）の勤務内に行う日常の職務をいう。以下同じ。）に比較して特に過重な職務に従事したこと。

医学経験則上、心・血管疾患及び脳血管疾患を発症させる可能性のある特に過重な職務に従事したことをいい、勤務形態・時間、業務内容・量、勤務環境、精神的又は肉体的負荷の状況、疲労の蓄積等の面で特に過重な職務の遂行を余儀なくされた、次に掲げる場合等である。

(ア) 発症前1週間程度から数週間（「2～3週間」をいう。）程度にわたる、特に過重で長時間に及ぶ時間外勤務を行っていた場合

(イ) 発症前1か月程度にわたる、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均25時間程度以上の連続）を行っていた場合

(ウ) 発症前1か月を超える、過重で長時間に及ぶ時間外勤務（発症日から起算して、週当たり平均20時間程度以上の連続）を行っていた場合

ウ イに掲げる時間外勤務の評価のほか、次に掲げる職務従事状況等を評価要因とし、医学経駿則に照らし、精神的、肉体的過重性が認められる場合は、それらを時間外勤務の評価に加えて総合的に評価する。

(ア) 交替制勤務職員の深夜勤務（22時から翌朝5時までの勤務）中の頻回出勤及び深夜勤務時間数の著しい増加・仮眠時間数の著しい減少等の職務従事状況

(イ) 著しい騒音、寒暖差、寒冷、暑熱等不快・不健康な勤務環境下における職務従事状況

(ウ) 緊急呼出による勤務、勤務を要しない日も勤務したことによる連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、拘束時間が長い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務等の勤務時間が不規則な職務への従事状況

(エ) 頻回出張、時差を伴う出張等の勤務公署外における移動を伴う職務への従事状況

(オ) その他、精神的又は肉体的負荷を伴う職務への従事状況

(2) 過重負荷を受けてから、心・血管疾患及び脳血管疾患の症状が顕在化するまでの時間的間隔が医学上妥当と認められることが必要である。通常は、過重負荷を受けてから24時間以内に症状が顕在化するが、症状が顕在化するまでに2日程度以上を経過する症例もあるので、個別事案に係る疾患の発症機序等に応じ、鑑別を行う必要がある。

#### <参考>

「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について（令和3年9月15日地基補第260号理事長通知）」

「「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について」の実施及び公務起因性の判断のための調査事項について（令和3年9月15日地基補第261号補償課長通知）」

## 〔精神疾患事案〕

### ① 精神疾患事案とは

公務に関連して精神疾患を発症したとして認定請求された事案の取扱いについても、脳・心臓疾患の場合と同様に大きく分けて、①公務上の負傷や化学物質の影響等、器質性のもの及び有害物質に起因して発症する場合と、②公務に起因することが明らかに認められる場合とがあります。

精神疾患も②の場合には、公務上・外の認定においては、特に慎重に検討する必要があります。したがって、このような災害が発生し、被災職員等において認定請求の意思がある場合には、認定請求書の作成方法等に関して基金支部に御相談ください。

区 分	根 拠	公務災害で検討される疾患
公務上の負傷に起因する疾病	規則別表第1第1号及び第4号並びに認定基準の記2の(1)	症状性を含む器質性精神障害 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
公務に起因することが明らかな疾病	規則別表第1第9号並びに認定基準の記2の(3)キ及び「精神疾患等の公務災害の認定について（平成24年3月16日地基補第61号理事長通知）」	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 うつ病エピソード等の気分〔感情〕障害 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害 (心因性うつ病、反応性うつ病、抑うつ状態、神経症性うつ病、疲弊状態、驚愕反応、心因性錯乱状態等)

### ② 精神疾患事案（公務に起因することが明らかな疾病の場合）の判断基準（次の要件を満たすこと）

精神疾患が基準の対象とする疾病に該当し、かつ、次の(ア)及び(イ)の要件をいずれも満たして発症したときに、規則別表第1第9号に該当する疾病として取り扱う。

(ア) 対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること。

ここで、「業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたこと」とは、具体的に、次のa又はbのような事象を伴う業務に従事したことをいう。

a 人の生命にかかわる事故への遭遇

b その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

(イ) 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと。

また、要件を満たす対象疾病に併発した疾病については、対象疾病に付随する疾病として認められるか否かを個別に判断し、これが認められる場合には当該対象疾病と一体のものとして、規則別表第1第9号に該当する疾病として取り扱う。

#### 業務による負荷の検討

業務による精神的又は肉体的負荷について、上記(ア)a又はbの事象の有無を判断するため、対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、対象疾病の発症に関与したと考えられる業務による出来事として、具体的にどのようなものがあつたのかを把握し、その出来事に対応した適当な着眼事項に基づいて分析した上で、その負荷の強さを検討する。そして、上記の検討の結果、その出来事が次のi又はiiに掲げる場合に該当するときは、上記(ア)a又はbに該当する事象があつたものと判断できることとする。

i 人の生命にかかわる事故への遭遇（業務による負荷の種類及び程度がこれと同種、同程度のものを含む。）

- ① 生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
- ② 上記①に準ずるような出来事に遭遇したと認められる場合

ii その他強度の精神的又は肉体的負荷を与える事象

- ① 第三者による暴行、重大な交通事故等の発生により、おおむね2か月以上の入院を要する、又は地方公務員災害補償制度の障害補償年金に該当する若しくは原職への復帰ができなくなる後遺障害を残すような業務上の病気やけがをしたと認められる場合
- ② 発症直前の2週間程度以上の期間において、いわゆる不眠・不休の状態で行う、犯罪の捜査若しくは火災の鎮圧又は、危険、不快、不健康な場所等において行う、人命の救助その他の被害の防禦等に従事したと認められる場合（1日当たりの勤務時間が特に短い場合、手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- ③ 上記②の職務遂行中における二次災害、重大事故等の発生への対処等に従事したと認められる場合
- ④ 発症直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又は発症直前の3週間におおむね120時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合（手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- ⑤ 発症直前の連続した2か月間に1月当たりおおむね120時間以上の、又は発症直前の連続した3か月間に1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- ⑥ 発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合

- ⑦ 上司、同僚、部下等の事故、傷病等による休業又は欠員が発生し、かつ、それに対して職場の適切な支援・協力等がなされなかったこと等により、上記②から⑥までに準ずる肉体的過労等を生じさせる業務に従事したと認められる場合
- ⑧ 組織の責任者として連続して行う困難な対外折衝又は重大な決断等を伴う業務に従事したと認められる場合
- ⑨ 機構・組織等の改革又は人事異動等による、急激かつ著しい職務内容の変化を伴う業務に従事したと認められる場合
- ⑩ 職場でひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を執拗に受けたと認められる場合
- ⑪ 重大な不祥事が発生し、責任者としてその対応に当たったと認められる場合
- ⑫ 上記①から⑩までに準ずるような業務による負荷があったと認められる場合

〈参考〉

「精神疾患等の公務災害の認定について」（平成24年3月16日地基補第61号理事長通知）

「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について（平成24年3月16日地基補第62号補償課長通知）

「精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について」（平成24年3月16日地基補第63号補償課長通知）



### Ⅲ 通勤災害の認定基準

#### 1 通勤災害とは

通勤災害とは、通勤による災害、すなわち職員が、①勤務のため、住居と勤務場所との間の往復、②勤務場所等から他の勤務場所への移動、③①の往復に先行し又は後続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいいます。

したがって、その移動の経路を逸脱し、又はその移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害となりません。

ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされます。

なお、住居と勤務場所との往復行為であっても公務の性質を有するもの（その往復について任命権者の支配管理性が認められるもの（P14 3の(7)を参照）に係る災害は公務災害の対象となります。

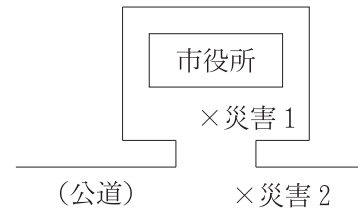
#### 【通勤災害の起終点】

##### ア 勤務場所の場合

勤務場所（任命権者の施設管理権が及んでいる場所）を出た地点、即ち、一般の者が自由に通行することができる場所に移った地点からは通勤災害の対象、敷地内は公務災害の対象

〔災害1の場合〕 公務災害の対象

〔災害2の場合〕 通勤災害の対象

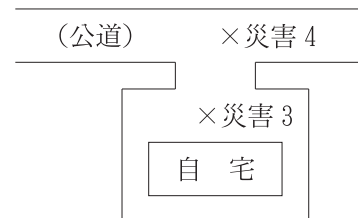


##### イ 住居の場合

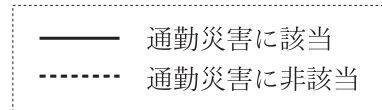
一戸建ての屋敷構えの場合、門・門扉又はこれに類する場所を出た地点から通勤災害の対象

〔災害3の場合〕 通勤災害の対象外

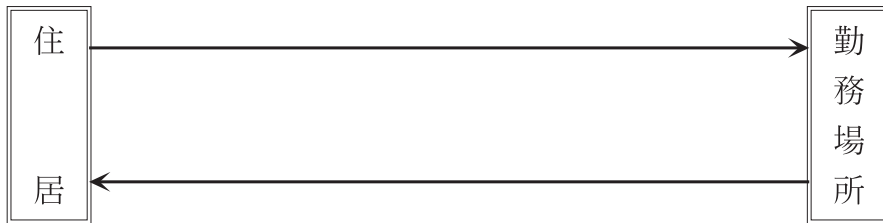
〔災害4の場合〕 通勤災害の対象



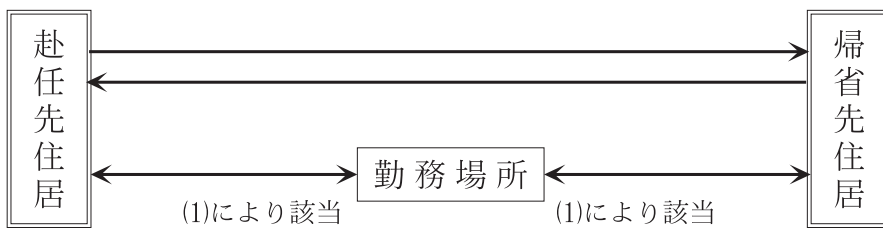
## 2 通勤災害の概念図



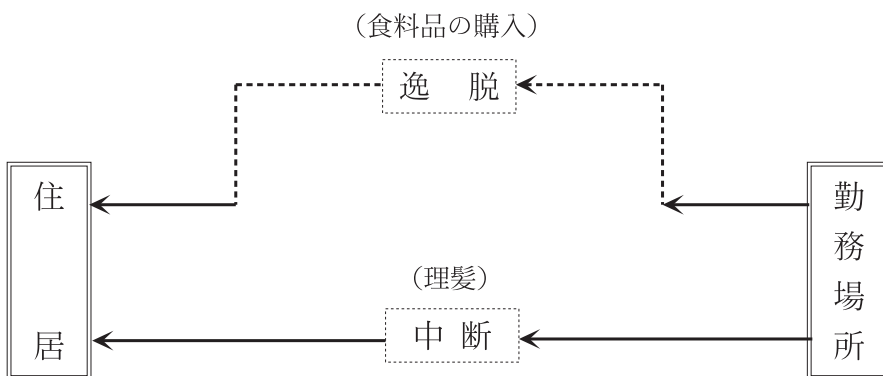
(1) 合理的な経路及び方法の場合



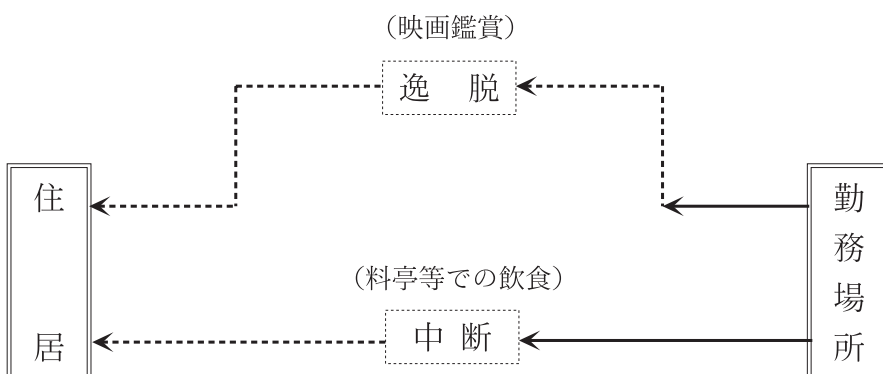
(2) 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動の場合



(3) 逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する場合



(4) 逸脱又は中断に該当し、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当しない場合



### 3 通勤の範囲

#### (1) 「勤務のため」について

「勤務のため」とは、勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動をいいます。すなわち、当該移動が、全体としてみて、勤務と密接な関連性をもって行われるものをいいます。したがって、通常の勤務のための移動のほか、公務災害扱いとなるレクリエーションに参加するための往復行為などがこれに該当しますが、勤務終了後、当該勤務公署で相当時間にわたり私用を弁じた後、帰宅する場合などは、勤務との直接的関連性が失われるので、勤務のためとは認められません。その範囲の具体例は、次のとおりです。

勤務のためと認められる	勤務のためと認められない
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気づき、これを取りに戻る場合</li> <li>◦ 交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合</li> <li>◦ 次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を往復する場合</li> <li>◦ 所属長等の許可・承認を得て遅刻して出勤し、又は早退する場合（勤務時間中に私用で帰るのは勤務を終了して帰る場合と認められないので通勤としない。）</li> <li>◦ 単身赴任者が月曜日からの勤務に備え、日曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 出勤途中で自己都合により引き返す場合</li> <li>◦ 休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署との間を移動する場合</li> <li>◦ 任意参加の親ばく会に参加する場合</li> <li>◦ 勤務終了後相当時間にわたり囲碁、将棋等私用を弁じた後帰宅する場合</li> <li>◦ 単身赴任者が日曜日の私的な用事のため、土曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合（勤務日が月曜日の場合）</li> </ul>

#### (2) 「住居」について

「住居」とは、職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別な事情がある場合において特に設けられた宿泊の場所などをいい、また、単身赴任者等が勤務場所と家族の住む自宅との間を移動する場合における家族が住む自宅は、単身赴任手当の支給を受ける職員その他当該職員と均衡上必要があると認められる職員として認められる合理的な理由があり、かつ、当該移動に反復・継続性が認められる場合には、これに該当します。その範囲の具体例は次のとおりです。

住居と認められる	住居と認められない
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点</li> <li>◦ 単身赴任者等が家族の住む家から反復・継続性をもって通勤する場合の家族の住む家</li> <li>◦ 通常の勤務のために、又は長時間の残業、早出出勤等に備えて設けた宿泊場所</li> <li>◦ 交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 単身赴任者が年末年始のみ家族と共に過ごす場合の家族の住居</li> <li>◦ 家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家</li> <li>◦ 地方出身者の一時的帰省先</li> </ul>

住居と認められる	住居と認められない
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院</li> <li>◦ 台風等で避難した場所から出勤する場合の当該避難場所</li> </ul>	

(3) 「勤務場所」について

「勤務場所」とは、職員が職務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所をいいます。この場合、通常の勤務公署のほか、外勤職員の外勤先などもこれに該当します。その範囲の具体例は次のとおりです。

勤務場所と認められる	勤務場所と認められない
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 通常の勤務提供の場所</li> <li>◦ 公務災害と認められる場合のレクリエーションの場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 同僚との懇親会、同僚の送別会の会場</li> </ul>

(4) 「合理的な経路及び方法」について

「合理的な経路及び方法」とは、社会通念上、住居と勤務場所との間を移動する場合に、一般に、職員が用いると認められる経路及び方法をいいます。したがって、定期券による経路、通勤届による経路などのほか、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路、自動車通勤者がガソリン補給のために立ち寄る場合などの通勤に伴う合理的必要行為のための経路などは、合理的経路に該当しますが、特別の事情がなく著しく遠回りとなる経路などは、合理的とは認められません。また、電車、バスなどの公共交通機関の利用、自家用自動車などの使用、徒歩による場合などは合理的な方法に該当しますが、運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合などは、合理的な方法とは認められません。その範囲の具体例は、次のとおりです。

合理的な経路や方法と認められる	合理的な経路や方法と認められない
<p>(1) 経路の合理的解釈によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 定期券による経路</li> <li>◦ 通勤届による経路</li> <li>◦ 定期券又は通勤届による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路</li> </ul> <p>(2) 通勤事情によるもの又は通勤に伴う合理的必要行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 経路上の道路工事等当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路</li> <li>◦ 事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路</li> <li>◦ 座席確保や急行列車利用のため1～2駅戻る経路</li> <li>◦ 誤って1～2駅乗り越して戻る経路</li> <li>◦ 乗降駅以外の駅へ定期券を購入しに行く経路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路</li> </ul>

合理的な経路や方法と認められる	合理的な経路や方法と認められない
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路</li> <li>◦ 自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路</li> <li>◦ 自動車通勤の者がその自動車の修理のため最小限度の迂回をする経路</li> </ul> <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 共稼ぎの職員が子供を託児所に連れて行く経路</li> <li>◦ 電車、バス等公共交通機関を利用する場合</li> <li>◦ 自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合</li> <li>◦ 徒歩による場合</li> <li>◦ 通常、電車、バス等の公共交通機関を利用している者が <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務終了後の私用のため、自家用車を利用して出勤する場合</li> <li>・ 遅刻状況にあるため勤務時間に間に合うようタクシーを利用した場合</li> <li>・ 雨天のため、妻に自家用車で送らせた場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合</li> <li>◦ 飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合</li> </ul>

(5) 「逸脱」・「中断」について

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤目的から離れた行為を行うことをいいます。

<p>逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、経路に復した後は通勤とする事例</p>	<p>逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例</p>
<p>(1) 日用品の購入その他これに準ずる行為〔日用品の購入に該当する行為〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 次のものを購入する行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パン、米、酒類等の飲食料品</li> <li>・ 家庭用薬品</li> <li>・ 下着、ワイシャツ、背広、オーバー等の衣料品</li> <li>・ 石油等の家庭用燃料品</li> <li>・ 文房具、書籍等</li> <li>・ 電球、台所用品等</li> <li>・ 子供の玩具</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 日用品には属さないものを購入する行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 装飾品、宝石等の奢侈品</li> <li>・ テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費財</li> <li>・ スキー、ゴルフ等のスポーツ用品</li> </ul> </li> </ul>



<p>逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、経路に復した後は通勤とする事例</p>	<p>逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例</p>
<p>職業能力開発総合大学校における職業訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 学校教育法第134条に規定する各種学校における教育で、一般的に職業に必要な技術に関し1年以上の修業期間を定めて行われるもの</li> <li>◦ 上記のほか、教育訓練の内容及び形態がこれらに準ずると認められる教育訓練</li> </ul> <p>(3) 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為 〔病院又は診療所において治療を受けることに該当する行為〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為 〔病院又は診療所において診察又は治療を受けることに準ずる行為〕</li> <li>◦ 接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるため施術所に立ち寄る行為</li> <li>◦ 家族の見舞い等のため病院等に立ち寄る行為</li> </ul> <p>(4) 選挙権の行使その他これに準ずる行為 〔選挙権の行使に該当する行為〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、長等の選挙の投票に行く行為 〔選挙権の行使に準ずる行為〕</li> <li>◦ 最高裁判所裁判官国民審査法の規定による最高裁判所裁判官の審査の投票に行く行為</li> <li>◦ 地方自治法第76条、第80条又は第81条の規定による地方公共団体の議会の解散の請求、議員の解職の請求又は長の解職の請求の署名を行う行為又は投票に行く行為</li> <li>◦ 地方自治法第74条、第75条又は第86条の規定による条例の制定、改廃の請求、事務の監査の請求又は主要公務員の解職の請求の署名を行う行為</li> </ul> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事</p>	

<p>逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当し、経路に復した後は通勤とする事例</p>	<p>逸脱又は中断に該当し、経路に復したとしても通勤とはしない事例</p>
<p>実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（ロに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>ロ 職員との間において事実上、子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 歩行が不可能であり、食事や着替えにも一部介助を必要とする母の介護を行うために、母と同居している姉の住む家に立ち寄る場合</li> <li>◦ 人に暴力をふるう、しばしば興奮し騒ぎたてる等の状況にある祖父が、施設に一時的に入所したことから、介護を行うために当該施設に立ち寄る場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 単に様子を見に行く場合</li> <li>◦ 通常介護を行っている者に代わって、たまたま介護を行う場合</li> </ul>

#### 4 通勤による災害の認定

通勤災害とは、通勤に起因する負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。その起因性については、一般的に公務災害の場合と同様に考えます。